令和７年総務企画委員会会議録

１．招集年月日　　令和７年９月10日（水）

２．招集の場所　　可児市役所５階第１委員会室

３．開　　会　　令和７年９月10日　午前８時56分　委員長宣告

４．審 査 事 項

１．付託案件

議案第56号　可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号　可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第65号　岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

議案第66号　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

議案第67号　岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

２．事前質疑

（１）米増産への対策について

（２）新規職員採用について

（３）生成ＡＩについて

（４）出国者の住民税滞納実態調査について

３．報告事項

（１）可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定

（２）可児市総合戦略の推進について

４．協議事項

（１）委員会の年間活動計画について

（２）その他

５．出席委員　（７名）

委員長	板津博之	副委員長	渡辺仁美
委員	亀谷光	委員	野呂和久
委員	髙木将延	委員	大平伸二

委　　員　田上元一

6．欠席委員　なし

7．説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長	水野　修	総務部長	武藤　務
経済交流部長	飯田好晴	秘書政策課長	荻曽英勝
総務課長	佐橋裕朗	人事課長	土田裕明
広報情報課長	金子嘉明	収納課長	肥田尚幸
防災安全課長	土田英雅	農林課長	大津　誠

8．職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木賢司	議会総務課長	平田祐二
議会事務局書記	中島めぐみ	議会事務局書記	大野祐貴子

開会　午前８時56分

○委員長（板津博之君）　それでは、おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の委員会には傍聴を希望される方がおられませんので、このまま始めたいと思います。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

それでは、協議題１．付託案件です。

初めに、議案第56号　可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務課長（佐橋裕朗君）　資料番号１、議案書13ページ及び資料番号４、提出議案説明書１ページを御覧ください。

議案第56号　可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

来年度中をめどに、全国自治体で進められている地方公共団体情報システムの標準化において、市外に住民登録をしている者、いわゆる住登外者を管理する住登外者宛名番号管理機能を実装することに伴い改正するものです。

なお、現行システムにおいても、住登外者については宛名管理システムにより管理しておりますが、システムの標準化により、住登外者宛名番号管理機能を実装するに当たっては、総務省から市の条例により独自利用事務に位置づける必要がある旨の通知がなされたことから条例改正を行うものです。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と言いますが、の改正により、外国人に対する生活保護が番号法においては準法定事務として位置づけられたことに伴う改正など、所要の改正も併せて行います。

改正内容について御説明いたします。

議案書13ページを御覧ください。

第２条は、第３号から第６号までの法改正に伴う条ずれを整えるほか、14ページの第10号は住登外者の、第11号は住登外者宛名番号管理機能の文言の定義付けを行うものです。

第４条新第４項は、住登外者宛名情報について、個人番号を利用した庁内連携ができる旨を包括的に規定します。

次に、別表第１と別表第２の改正ですが、個々の改正内容の説明に入る前に、それぞれの表についての御説明をさせていただきます。

まず、別表第１についてです。

番号法においては、個人番号を利用することができる事務が厳格に定められていますが、

法定事務以外の事務についても、社会保障、税、災害等に関する事務については、条例で定めることにより各市町村が独自に個人番号を利用することができるとされています。これを独自利用事務といいますが、この表は本市における独自利用事務を定めています。

次に、別表第２についてです。

番号法においては、特定個人情報の対外的な提供は原則として禁止されていますが、法別表に定める事務を処理するために必要な特定個人情報の対外的な提供は、例外的に情報連携できるとされています。

また、法定事務以外の事務についても、先ほどと同様、社会保障、税、災害等に関する事務を処理するために必要な特定個人情報を条例で定めることにより、情報連携ができるとされています。この表は、本市において情報連携できる事務及び特定個人情報を定めています。

ここからは、別表内の個々の改正内容について御説明させていただきます。

14ページ下段の別表第１の旧３の項については、このたびの番号法改正により、外国人に対する生活保護については準法定事務として位置づけられ、法を適用できることになったことにより、条例において独自利用事務として規定する必要がなくなったため削除するものです。

これに関連して、16ページ、別表第２の26の項についても準法定事務として番号法に基づき情報連携できるようになった情報を削除します。

15ページの別表第１の旧８の項については、障がい者就労支援事業の利用者負担額の助成を受けるに当たり、市が個人番号を利用できる旨規定したものですが、当該サービスの申請時点で既に法に基づき個人番号を利用した情報連携をしており、助成の際は当該サービスを利用している旨の確認を行えば済むことから、改めて利用する必要はないため削除するものです。これに関連しまして、18ページ、別表第２の旧31の項についても削除いたします。

再度、15ページにお戻りいただき、別表第１の新８の項については、住登外者の情報を管理する事務を独自利用事務として規定するものです。

15ページ下段の別表第２の24の項、子供の医療費助成、16ページ、25の項小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付、17ページ、27の項、独り親等の医療費助成、28の項、重度心身障がい者の医療費助成、18ページ、29の項、介護サービス等の利用者負担軽減及び新31の項、地域生活支援事業の実施については、それぞれの事務において庁内で情報連携する特定個人情報に住登外者宛名情報を加えるものです。

同じ18ページから19ページにかけての新第32の項については、住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務として別表第１の８の項に規定したことに伴い、住登外者宛名情報を庁内で情報連携することについて規定するものです。

なお、冒頭の改正趣旨の御説明の際にも触れさせていただきましたが、これらシステムの標準化に伴う住登外者情報の管理に係る改正については、総務省が考え方を整理したことで市の条例により独自利用事務に位置づける必要があるとされた通知に基づき改正するものです。各事務を所管する担当部署における事務の運用についての変更はございません。

施行日は、公布の日とします。以上です。

○委員長（板津博之君）　それでは、これより議案第56号に対する質疑を行います。

○委員（田上元一君）　地方公共団体情報システムの標準化、基幹の20の事務を、今年度末、来年３月までに整えて稼働させるというのが、たしか法律のあれだったと思いますが、この条例とは直接関係ないのかもしれませんけれども、この標準化の作業というのは、今の進捗状況はどんな感じなんでしょうか。

○総務課長（佐橋裕朗君）　当初は委員おっしゃられるとおり、今年度末をめどにということになっておりましたが、これまだたしか先週だったと思いますが、それではちょっと間に合いそうにないということで、来年度中をめどにというような通知が来ております。以上です。

○委員（田上元一君）　そのことはちょっと初めてお聞きをしましたけど、これ自体はそれに伴う所要の整備をするということで、特にこれについては問題はないんですが、それは総務課にお聞きしてもちょっとつらいんですけど、可児市だけじゃなくて、全国で一斉にやるので、遅いところ早いところがあって、そこをならすためにちょっと遅らせたということなのか、可児市自体が遅いのか、その辺はどうなんでしょうか。

○総務課長（佐橋裕朗君）　今先行して実施している市町村があるんですが、そこでなかなかシステムが安定しないということで、これは可児市に限ってのことではなくて、全国的な遅れが生じているという理解でおります。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

それでは、これより議案第56号　可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第56号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして議案第57号　可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君）　資料番号１、議案書の20ページをお願いします。

議案第57号　可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてお願いします。

人事院規則10－11が改正されまして、妊娠、出産等について申し出た職員等に対する意向確認等を行うことについて規定するものです。

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うものでございます。

第17条の２の改正は、仕事と育児との両立支援に関する事項です。

第１項では、職員が妊娠、出産等について申し出たときに、仕事と育児との両立に資する制度等をお知らせするとともに、制度等の請求等に関する意向を確認するための措置を講じなければならない旨を規定しております。

21ページのほうをお願いします。

また、第２項では、３歳に満たない子を養育する職員について、第１項で規定した事項を知らせなければいけないことを規定します。

第３項では、第１項において意向を確認した事項の取扱いについて配慮しなければならないことを規定しております。

第17条の３、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等では、今、第１項、第２項が追加されたことによりまして条ずれが起こっておりますので、それに伴い申告、請求及び申出について、まとめて請求等を表記変更しております。

22ページをお願いします。

次に、附則です。

附則の第１項では、施行日について令和７年10月１日としております。

第２項では、３歳に満たない子を養育する職員は、施行日前においても周知、意向確認等の措置を講じることができるとしたものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　それでは、これより議案第57号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（田上元一君）　大変失礼な言い方になってしまいますけど、今までも恐らくこういう事実があった場合に上司に報告して、人事課に報告してみたいなことは当然やられてみえたことだと思うんですけれども、当然ながら人事のほうではこういう働き方があるよというのは今までもやってきたと思うんですが、その条例に規定したことを、恐らく国の何かがあってということもあるんでしょうけど、これまでの違いみたいなものはどういうふうに捉えたらよろしいでしょうか。

○人事課長（土田裕明君）　委員さんおっしゃるとおり、実は今まで可児市がやっていることで、今回これを入れたことによって何か変わるかというと、実は運用上は何も変わっていないんです。ただ、上位規程の地方公務員の育児休業等に関する法律や人事院規則で条例に規定するように言われまして、規定を入れているところですが、おっしゃるとおりに、実は運用上は何も変わりません。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、討論を終了いたします。

それでは、これより議案第57号　可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第57号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第58号　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君）　議案書の23ページをお願いします。

議案第58号　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正されまして、育児時間の多様化に係る関係規定を整備されたことに伴い、関係条例の整理を行うものです。

23ページの第１条の第18条、部分休業をすることができない職員の改正です。

部分休業をすることができない非常勤職員の要件について、勤務日ごとの勤務時間に関する要件を削除したものです。

それからもう一つ、資料のほう、総務企画委員会協議題資料の３ページをお願いしたいと思います。

元の地方公務員の育児休業等に関する法律のほうがどのように変わったかということを図式化してみました。そちらのほうが資料の表でございます。

現行、今回の改定は部分休業の仕組みが少し変わったということになりますが、現行では勤務時間の始めと終わりに30分単位で１日に２時間の範囲内で勤務しないことができております。なので、２時間の部分休業を勤務時間の初め、それから終わり、それぞれ前と後ろに１時間ごとというのがこれまでの制度でございます。

それが今回どのように変わったかというのを先にちょっと簡単に説明させていただきますと、改正後の下段を見ていただくと、①番が、新しくといいますか、言い方が新しくなったんですが、１号部分休業というふうに規定をしまして、これまでの同じ制度に１つ加わったのが、勤務時間の始めと終わりという規定がなくなり、勤務時間の真ん中でも取れますよというのが新しい制度でございます。

それから、②の２号部分休業というのが新しくできております。これが、１年につき10日

相当の範囲で勤務しないことということができます。なので、簡単に言いますと、10日分の要は休みができたというようなイメージで、そのほうが分かりやすいかなと思っております。ということを踏まえまして、先ほどの議案書のほうの23ページに戻っていただきたいと思います。

第19条のほうが、部分休業の承認ということで、現行の１日につき２時間を超えない範囲内で請求する部分休業を第１号部分休業というふうに規定をしました。勤務時間の始めまたは終わりに限り承認を可能とする取扱いを廃止するものでございます。

24ページのほうをお願いいたします。

第19条の２、第２号部分休業の承認です。

今回の部分休業、法の改正により新設されます１年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求できる部分休業を第２号部分休業と規定するとともに、基本は１時間を単位とする等の取得単位等について規定をしております。

25ページをお願いします。

第19条の３、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第２項の条例で定める１年の期間についてです。

部分休業の請求の申出に係る期間を毎年４月１日から翌年の３月31日までの年度とするものです。

第19条の４、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間についてです。

地方公務員の育児休業等に関する法律では、１年につき人事院規則で定める時間、これが先ほど言いました10日程度ということになりますが、これを基準として条例で定める時間を超えない範囲で部分休業を申し出ることができると定められておりまして、非常勤職員以外は77.5時間、これは7.75時間掛ける10日ということです。非常勤職員につきましては、１日当たりの勤務時間に10を乗じた時間とするものです。

第19条の５、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第３項の条例で定める特別な事項については、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他部分休業の申出時に予測できなかった事実が発生したことにより、部分休業の変更を申し出なければ小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める特別な事情がある場合に、部分休業の内容を変更することができるというものにできるものです。

第20条、部分休業している職員の給与の取扱いです。

部分休業に第１号と第２号ができたため、規定をし直しております。

第21条、部分休業の承認の取消し事由についてです。

特別な事情が生じたことにより、部分休業の申出内容が変更したときと規定するものです。

続きまして、第２条につきましては、可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、一般職と同様に一部改正したもので、第15条、給与の減額において、部分休業に

ついて１日の勤務時間の一部を勤務しないこととしていた規定を、一部または全部勤務しないこととすると改めるほか、部分休業の対象を小学校就学の始期に達するまでの子とするものでございます。

次に、附則について説明いたします。

附則の第１条は、施行日について規定したものです。

施行日は令和７年10月１日になります。

第２条は、育児休業法第９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間に関する経過措置として、令和７年10月１日から令和８年３月31日までは第２号部分休業の時間の上限を２分の１とするよう規定するものです。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　それでは、これより議案第58号に対する質疑を行います。

○委員（髙木将延君）　第21条の特別な事由というのは何を想定されているんでしょうか。

○人事課長（土田裕明君）　特別な事情というのが、先ほども少し触れさせていただいた配偶者が負傷、それからけが等で入院したこと、それから配偶者と別居等が一番初めに申し出たときと、事情がそのときは予測できなかったことということになりますということを規定するということになります。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより、議案第58号　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第58号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第65号　岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議案第66号　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について及び議案第67号　岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議については、関連するものとなっておりますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものとし、議案第65号から議案第67号について一括議題とすることに決定いたしました。

執行部の説明を求めます。

○人事課長（土田裕明君）　議案書35ページをお願いいたします。

まず、議案の御説明の前に、今回の岐阜県市町村会館組合のことについて、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

岐阜県市町村会館組合は、昭和30年に県下全市町村をもって組織する特別地方公共団体として設立されました。

同時に、岐阜市司町に岐阜県市町村会館を建設し、岐阜県市長会、一般財団法人岐阜県市町村振興協会、岐阜県市議会議長会、岐阜県町村会、岐阜県町村議会議長会、岐阜県市町村職員共済組合の事務所等として管理運営してきました。ですが、建物の老朽化もあって、平成６年に会館建物を取り壊し、市町村関係団体の新たな事務所を確保するため、同年、県が新たに建設した岐阜県県民ふれあい会館の13階を借り受け、入居費等を支払う事務と従前から軽自動車税の申告に関する事務を行っているところでございます。

会館組合の事務局は、県下21町村が加盟する岐阜県町村会がこちらを預かっております。また、常勤職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理している岐阜県市町村職員退職手当組合も、同じく岐阜県町村会がこれを預かっている状態でございます。この２つの一部事務組合に所属する職員が交互に移動しながら、各々が所管する事務を処理しております。

これまで議会を異とする２つの一部事務組合が併存していることで、内容が同じような各種例規の制定・改廃をする必要があるなど、事務効率面で大変問題が生じておりました。そこで、このたび会館組合が所管する事務を整理するということで、会館組合を解散するというものが目的でございます。

それでは、具体的な今回の手続及びその内容について説明させていただきます。

35ページの議案第65号で、退職手当組合の規約から脱退する会館組合を削除するという変更が今の65号でございます。

そして、36ページの議案第66号、こちらは一部事務組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法に規定がございませんので、会館組合の規約に地方自治法施行令第218条の２の規定による特別な定めを追加できるよう規約の改正をするに当たり、岐阜県知事の許可を受ける必要があるため、地方自治法第286条の規定に基づく関係地方公共団体の協議について、同法第209条の規定に基づき、議会における議決を求めるということになります。

具体的には、解散時の事務の承継及び決算の調整、審査、認定につきましては、本市を含む42の市町村で協議して定めるという規定を規約に加えるもので、別紙の協議書に代わる同意書により関係地方公共団体の協議が調ったとするものでございます。

本件、通例では関係地方公共団体の長の連名、連署によります協議書を作成するものではありますが、県下42市町村が１つの協議書に連署することについては難しいため、同一文面での同意書をもって協議書に代え、岐阜県知事の許可を得ることとしております。

次の議案第67号では、一部事務組合の解散に当たっては、地方自治法第288条の規定により知事へ届出をするに当たり関係地方公共団体の協議が必要とされまして、その協議には同

法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を要するものとされております。

また、財産処分につきましては、同法第289条の規定に基づき関係地方公共団体の協議が必要とされ、この協議についても同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を要するものとされております。

これに加えまして、37ページの議案第67号による改正後の規約第12条第１項の規定により、組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めるということとなっております。

そこで、議案第67号につけております協議書に代わる同意書の内容について、議会にお諮りをするというものでございます。

それでは、議案第67号につきましての同意書の内容について説明します。

１の会館組合は、令和８年３月31日をもって解散すること。

２．解散に伴う財産処分については、会館組合が所有する２つの基金のうち、ふれあい会館入居基金５億7,369万円については、市町村関係団体のふれあい会館への入居に当たり、県下85町村、これは当時のものでございますが、負担軽減を図ることを目的に岐阜県町村会から平成６年、平成８年に指定寄附を受けたものでございます。その条件として、寄附の目的が消滅した場合、寄附金額の全額を岐阜県町村会に返還することとしていますので、寄附を受けた会館組合が解散することに伴い、岐阜県町村会に全額を返還することとしております。基金のうち、財政調整積立金5,200万円余りについては、直近令和７年度の軽自動車税特別調査事務市町村負担金の納入割合に応じて42町村で分配することとしております。

なお、基金以外に会館組合に属する財産は不動産、それから動産、いずれもございません。

３．解散に伴う事務の承継等について、(1)現に共同処理している事務のうち、ふれあい会館への入居事務については、現に入居している市町村関係団体がそれぞれ直接ふれあい会館の運営を所管する県文化創造課に行うこと。

(2)現に共同処理している事務のうち軽自動車税の申告に関する事務については、新たに本市を含む42町村で任意の協議会、これは仮称でございますが、岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会というものを組織しまして、これが引き続き岐阜県軽自動車協会連合会岐阜事務所との委託契約ですとか、申告書の諸様式の印刷契約に当たること。なお、事務局は引き続き岐阜県町村会に置くこと。

(3)及び(4)法律の規定により解散の日をもって会計が廃止され、出納整理期間の適用のない打切り決算となりますが、改正後の会館組合規約第12条第１項の規約に基づき、関係地方公共団体の協議により打切り決算の審査及び認定の取扱いを定めるものです。この打切り決算の審査及び認定は、解散時の組合長の市町村で行い、これは美濃市になります。当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに関係市町村の長に報告しなければならないこと。

それから、(4)本市を含む関係市町村の長は、前項の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公開するものとすること。

なお、通常、一部事務組合の解散に伴う打切り決算には未収、それから未払金を計上する必要があるなど通常年の決算状況とは異なりますが、会館組合においてはこれらの未収、それから未払金がないことを現在確認しております。

(5)打切り決算後の歳計現金につきましては、軽自動車税の申告に関する事務を承継する任意の協議会に譲渡すること。

(6)会館組合が所有する公用文書、それぞれ職員の人事に関する文書につきましては、退職手当組合が継承し、軽自動車税の申告に関する事務に関する文書は任意の協議体が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継すること。

４．職員の処遇等については、解散時に在職します４人の職員については、定数条例を改正後の退職手当組合の職員として身分を引き継ぎます。

(2)これに伴い、過去の会館組合が退職手当組合に納入した負担金の累計額と会館組合の退職者に支払われた退職手当の累計額は、退職手当の負担金・給付金の累計額に計上されるものであること、併せて(3)該当職員に係る令和７年度の地方公務員公務災害基金の精算等は、引き続き岐阜県市町村職員退職手当組合が行うこと。

いずれも、新たに本市の経費負担ですとか、事務負担が生じるものではございません。現状の取扱いを整理しまして、簡略化するものでございます。

最後の５．この協議書に定めない事項、また疑義が生じた事項につきましては、組合の構成団体がその都度協議して定めるものとすること。以上となります。

○委員長（板津博之君）　それでは、これより議案第65号から議案第67号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（髙木将延君）　同意書の段階では、岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会というのが立ち上がっていないというような認識なんですが、これはこの後どのような経緯で上がってきて、その後のタイムスケジュールみたいなのが分かれば教えてください。

○人事課長（土田裕明君）　実はその仮称軽自動車の協議会につきましては、今回この議案書といいますか、諮ってくださいというふうに来ているものと同時に、軽自動車の協議会をつくることについてということで、税務関係のほうに同様に来ていますので、タイムスケジュール的には今回の解散に伴い４月にはできるということで来ていますが、今回それについての協議については、すみません、今回議員の皆さんにお諮りするものではなかったものですから、今回上げさせていただいていないんですが、同様のスケジュールで進んでおります。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより、議案第65号から議案第67号の３議案を一括採決にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものとし、議案第65号から議案第67号を一括採決とさせていただきます。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第65号から議案第67号については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩します。

休憩　午前９時38分

再開　午前９時39分

○委員長（板津博之君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、２．事前質疑(1)米増産への対策についてを議題といたします。

提出者の髙木委員に説明をお願いします。

○委員（髙木将延君）　国は米増産への政策転換を示しました。農地の宅地転用が進んでいる本市において、現在の作付可能面積はどれくらいなのか、併せてここ数年の推移はどうなっているのかお聞かせ願います。

また、丘陵地での農地集約は水稲では難しいということで、乾田直播栽培への転換は可能なのか、また温暖化に伴い県推奨の「ハツシモ」などは収量が減っていると聞いておりますが、暑さ対策、暑さに強い品種への変更や、再生二期作の推奨などの対策は行うのかということをお聞かせ願います。

○委員長（板津博之君）　この件に関して執行部の説明を求めます。

○農林課長（大津　誠君）　初めに、作付可能面積についてお答えいたします。

御質問の本市の作付可能面積につきましては、正確なデータがちょっとございませんので参考値といたしまして、可児市農業再生協議会が把握しております水田面積を報告させていただきますが、令和６年度の水田面積は約599ヘクタールです。

直近３年間の推移といたしましては、令和４年度が約613ヘクタールであり、約14ヘクタール減少しております。減少の主な原因は、農地から宅地等への転用によるものです。

続きまして、丘陵地での乾田直播栽培への転換は可能かについてお答えします。

御質問のとおり、丘陵地は地形的な制約により農地集約化が困難と考えます。乾田直播栽培は、育苗や田植が不要のため労働費や資材費の省略化が見込める栽培方法ではございますが、大型の農業機械やアタッチメントが必要となることや、地元水利の調整により地元全体での取組が必要であること等が課題となります。丘陵地でも条件が整えば不可能ではないとは考えますが、集約された農地でより特性を発揮できる栽培方法だと考えております。

続きまして、温暖化に伴い暑さに強い品種への変更、再生二期作への奨励などの対策についてお答えいたします。

高温障害に強い、倒伏しにくい、食味値が高いの特徴を持つ品種として、岐阜県農業技術センターが「清流のめぐみ」を、また国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が「にじのきらめき」を開発されております。

岐阜県は主食用米増産に向けた取組、米再生プロジェクトを展開しており、高温下でも高品質な米の生産が期待できる推奨品種の検討に取り組んでいます。清流のめぐみやにじのきらめきが岐阜県の推奨品種となり種子の流通が安定確保されれば、現在主流となっている品種からの転換も予想されます。

また、１度稲を収穫した後の株から伸びるひこばえを収穫する再生二期作ですが、温暖化を背景に、育苗移植の手間や水資源の消費を抑え増収を図れるため、生産コスト削減と安定的な米生産の手段として注目されております。県内の一部でも取り組まれておりますが、田植や収穫時期による地元水利の調整が必要であり、先ほど説明しました乾田直播栽培と同様に地域全体での取組が課題となります。

今後、高温対策に向けた米品種や再生二期作など、米増産に向けた対策として岐阜県で推奨となれば、本市でも合わせた取組が必要と考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　それでは、ただいまの答弁に対する質疑はございませんか。

○委員（髙木将延君）　ありがとうございます。

やはり担い手不足ということもありまして、若い世代を中心にもうかる農業ということを今後はやっぱり考えていかないと、作付可能面積が減っている中で、あとこのまま担い手も減ってしまうとなかなか栽培がうまくいかないということで、そうした場合に、今るる説明がございましたけど、地域の水利の問題で地域がまとまってですとか、ブランドとして売っていく場合もやっぱり地域でまとまってやっていかなきゃいけないというところで、そのまとめ役というのをやはりどこが担っていくかということになると思うんですが、そういった辺り県と協力しながら、市のほうがどれくらいできるかというところだと思うんですが、今そういった面で市のほうはどんな考えでいるのかというのはお答えいただけますか。

○農林課長（大津　誠君）　集約化とか集積化に関しましては、可児市の特徴としまして、やはり兼業農家の方がまだしっかり頑張ってみえるというのもございます。今後、集約化とか集積化、両方なんですけれども、そういったことが進んでいく中でもやっぱりいろいろな課題は見えておりまして、これからだんだんそういう個人的な農業をやる方というのが減って

いく傾向にはあると思います。

それに伴って、やっぱり農地は少し集約して、集積して、担い手の方にしっかりやっていただくということになっていくと思うんですけれども、田んぼで今ちょっと聞いておるような課題としましては、田んぼに隣接する農業施設の例えば除草とか、例えば水路の泥出しとかといったものは、事業者さんとか担い手さんではなくて、個々の地主の方にやってほしいというような課題があったりとか、様々な課題がこういったことが進んでいくことによって今見えてきておりますので、そういったことをやはり市もそうなんですけれども、当然市だけではなくて地元さんが特に主になってくるとは思いますので、そういったことを考えて進めていかなきゃいけない。

あとは、今、地域計画というのが今年から策定されてスタートしておるわけなんですけれども、地域計画を、これは10年後にどなたがその土地を行っておるかという計画になるんですけれども、今ちょっとスタートしたばかりではございますけれども、毎年やっぱりこういった計画もブラッシュアップしていきながら将来の農地に向けた考え方という形で、市と地域と関係の皆様で毎年話し合って進めていくというような形になると思いますので、そういった形では市も当然関わって取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　ほかに発言はございませんか。

○委員（亀谷　光君）　今年特に温度が上がって、米の生産をするのに、たしか四、五年ぐらい前から高温に強いお米をということがありましたね。それで、特に今年は農林水産省全ても、それを候補でやっておるんですけれども、岐阜県とかこの市町村にそういう高温に強いお米の生産についてのことは、どの程度市のほうとして察知しておられるかお聞きします。

○農林課長（大津　誠君）　先ほど御説明させていただいた中で、県が今、県の農業技術センターですね、そちらのほうが開発しております清流のめぐみというお米ですね。あと、国の研究機関のほうで作っておりますにじのきらめきというこの２種類のお米を、今岐阜県のほうが推奨するための検討を行っておると聞いておりまして、実際もう既に農家さんによってはそういった米を既に使ってみえる方も見えるんですけれども、今情報としましては、そういった県が推奨するためにその２品種ですね、それを進めておると聞いておりますので、それが推奨できるとなると、やっぱり種子の流通のほうも安定的に伴ってくると思いますので、あとその２品種につきましては、ＪＡめぐみのさんも試験栽培等に今取り組み始めておるという話は聞いておりますので、情報としてはそのような形ではつかんでおります。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　よろしいですか。

そのほか発言ございますか。

○副委員長（渡辺仁美君）　10年後の担い手に関するプランのような、その名前がちょっと聞き取れませんでしたけど……。

〔「地域計画」の声あり〕

地域計画、それに関連して農林水産省が初めて調査した10年後に担い手がいなくなる耕作

面積の割合を出した全国の数値が出て、沖縄県が80％近くでトップだったと思うんですけど、岐阜県の数字が今ちょっと分からなくて、もしお分かりだったら教えていただきたいのと、あと集約化、それに対して国は集約化が大事でそれに伴って施策していくというようなことを言っていますけれども、可児市の集約化、先ほど集約化に向けていろんな手法を取り入れていくっておっしゃったんだけど、可児市の独自の、狭量な面積の可児市の特色を持った農業のビジョンの中でどういった集約に向けた政策をされていくのか、もう一度お聞かせいただいてもいいですか。簡単にキーワードだけで結構ですので、２点お願いします。

○農林課長（大津　誠君）　初めの御質問の岐阜県のその10年後の担い手がいなくなる数字というのは、ちょっと今ここにデータ持っておらないので、申し訳ないです、お答えできないです。

あと、可児市の集約化についてなんですけれども、現状、今幾つかの担い手さんとかがやってみえる地域はございますけれども、集約となると、例えば１つの農地を大きくしたりとかといったことにつながってくる話だと思うんですけれども、現在そういった、また言ってみると土地改良をやり直すような形とかになってくる話にはなると思うんですが、具体的にちょっとそこまでの計画とかというのはまだございません。

できれば、やっぱり集約が進むことによって農業も担い手の方も耕作は当然しやすくなる、イコール当然収益も上がりやすくなるというような形になっていくと思いますので、やっぱり農地が集約化されて、しっかり１つの事業を１つの方がやられる面積がこう広がっていくという形が理想ではございますけれども、今おっしゃられた御質問のありましたような集約化に向けて具体的にというのは、ちょっと今の段階ではまだないんですけれども、ただ地域によって今結構集積が進んでおる地域がございます。同じ担い手さんが増えてきておる地域がございますので、順番にそういった地域を増やしていくということを進めていこうという、プランというか方向性は考えておりますので、ちょっと今ここでその具体的なプランをお示しするということは難しいんではございますけれども、そういった方向では進めていこうということは県とも調整して今進めております。ちょっと分かりにくくて申し訳ないです。以上でございます。

○副委員長（渡辺仁美君）　農業ビジョンという大きな枠の中でお尋ねできればと思ったのと、一般的に当然その担い手不足がこう高い割合のほうに入っているとは思いますし、先ほどの説明でもあったようにほとんどが兼業であるということとかを併せて、だけれども面積が狭いんだったら、さらにさっき髙木委員がおっしゃっていたように、若い人に向けたもうかる農業とか、そういったことを打ち立てていっていただきたいと切に期待するところです。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかにこの件について、質疑等はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、事前質疑(2) 新規職員採用についてを議題といたします。

提出者の田上委員に説明をお願いいたします。

○委員（田上元一君）　先月、新聞でこのような記事がありました。

人事院は８月12日、2025年度の国家公務員一般職試験大卒程度合格者を発表しました。機械や土木といった技術系の合格者は1,206名で、採用予定の1,682名を400名も下回ったと。技術系の合格者の定員割れは２年連続となったというものであります。

新規職員採用の件につきましては、令和５年９月、この議会の総務企画委員会で質疑をさせていただいています。

そのときの質疑というのは、民間では売手市場で、採用の開始がどんどん早くなっているということ、また当時ですが、お隣の美濃加茂市でも４月に１次試験を実施するなどの状況を踏まえて、どのような対応をお考えですかという質疑の内容でありました。

そのときの答弁、主なものとしては、面接重視の試験に切り替えているよということであるとか、あるいはコロナ禍でのオンライン面接などを導入したなどの取組の状況をお聞きしたというところであります。

そこから約２年が経過をしたところであります。国とてこのような状況だということで、可児市も非常に厳しい状況だというのはまさにそのとおりだと思いますが、現在の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

本年４月１日採用職員についてお尋ねをします。

そもそもの採用計画と実際の採用数、その達成度はどうだったのでしょうか。

内定辞退率はどれくらいあったのでしょうか。

次年度採用、令和８年４月の採用も恐らく佳境に入っていると思いますが、２年前にお聞きして以降の改善点などありましたらお聞きをしたいと思います。お願いします。

○人事課長（土田裕明君）　今回の御質問に対して、ちょっと資料を作成しまして、総務企画委員会資料６ページのほうを併せて御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

令和７年４月１日採用の新規職員採用計画におきましては、令和６年度中の採用について計画をしております。参考資料として配付させていただきました令和７年４月１日入庁新規採用職員の採用計画数と採用者数についてを御覧ください。

上の表になりますが、左から２列目のところに採用計画（募集人数）というところを見ていただくと、一番下のところへ行くと、計画上募集人数といいますか、計画上23人程度を見込んで計画をしておりました。そこから右の表をずうっと見ていただくと、最終合格者がありまして、採用者数がありまして、採用者数としては結果、決算委員会でも御説明したように20名ということが結果の事実でございます。残念ながら達成できているかと言われればできておりません。

その理由の一つというのは、委員のほうからも御意見いただきました内定辞退が１つの要因であると思っておりまして、そちらの内定辞退率というものを、最終合格者数分の辞退者ということで仮定させていただいて一番右の内定辞退率というところで表記させていただきました。見ていただきますと、一般事務職、これは一番上の表になりますが、右へずうっと

見ていただければと思いますが、辞退者が一般事務職では８名ありまして、内定辞退率としては36.3％が辞退しているという現実でございます。

また、その下段になります土木技術職というのは３名最終合格者を出しておりますが、２人辞退しておりまして、そうしますと辞退率というのは66.7％ということになっており、高い辞退率ということが現実で起きております。

辞退の理由として、なかなか教えてはくれないんですが、内定辞退をしますというのは当然こちらには連絡があるものですから、ぶしつけながらその理由をということで職員が聞いております。そうすると、当然併願していたところが愛知県ですとか岐阜県の市町村、それから岐阜県庁というところに受かりましたというようなところがございます。また、他の自治体のほうに併願していましたということで、そちらのほうへ行くという選択した人がやはり多いということになります。

それも踏まえまして、新たな取組はということを御質問いただいておりますが、募集時期というものについて、やはりこちらもこのままではいけないということで、１か月程度早めて採用を始めております。最終合格を何とか早く出してあげて、採用戦線から解放してあげたいということも少し意識として持っておりまして、６月下旬の通知、最終合格を通知ということで取り組み始めております。

参考で下の表をつけさせていただいたんですが、これは今現在令和８年４月入庁予定ですので、今現在採用募集しているところでございます。これは前期と中期、実はこの中期というのも、これまで前年度で実績といいますと前期、後期、それから足らない場合に追加と、実はその前の年は３回やっておったんですけど、ちょっとやはり前期の状況が思わしくなかったものですから、前期と後期の間にもう一回やらせていただいたんで、ちょっと新たに中期というものを入れさせていただいておりますので、採用の回数というのも実は増やしております。それも今年度ということです。

ただ、今ちょうどその結果として分かっているのが、今の前期と中期ということで下の表に入れさせていただいているんですが、一般事務のところを見ていただくと、15名程度のところで最終合格者19人出しておりまして、現在辞退としては１人だけということなので、感覚論になりますが、去年と比べるとその辞退、この時期でもう辞退はすぐ出ていたもんですから、ちょっと今年は辞退が少ないなということがこちらの感覚的なものとしてあります。

あと、またこちらがすごく課題だと思っていることとしては、土木、それから建築技術職、こちらのほうがやはり大変苦慮しております。令和７年度、上の表でも先ほど辞退率のことを言いましたが、建築技術職のほう、そもそも２名程度で最終合格者すら出せておりません。申込者数がやはりないということです。

土木技術職については、そのために職員がいました、要は職員の出身校のほうにもアプローチをしているんですが、なかなか効果としては現れていないところが現実でございます。

そのほか、取組として今年度から、実は先ほど１か月前倒したというものもありますし、これまで過去に可児市職員で在職していた、採用されて一定の期間勤務経験があって例えば

結婚ですとか旦那さんの転勤等で出ていったんだけどまたその転勤があって戻ってきたよとかというような、出産とかやむを得ない事情で辞められた方というのはやっぱり一定数いらっしゃいまして、その方に復職ができる制度としてジョブリターンということを始めております。

また、可児市職員として働きたい意欲があるというのは、やはりインターンに表れてくるというふうに人事課は思っておりまして、人事インターンシップの中でインターンシップを直接そのまま採用につなげられないかということで採用直結型インターンシップというものを実施して、今、大学３年生のうちに合格発表を出せるよという仕組みを今皆さんに受けていただこうとしております。

この新たなものもプラスして、何とか優秀な職員を採用したいなと、確保に取り組んでいるような状況でございます。以上でございます。

○委員（田上元一君）　大変御苦労されているところは理解をしましたし、それは駄目じゃないかと、そんなことは全然ないわけで頑張っていただきたいなと思うところですけれども、民間のほうでいうと、実はもう大学では２年あたりからもう開始しているんですね。

大学３年、そのインターンシップというお話もありましたが、今はもう１日、２日はインターンシップとは呼ばなくて、２週間とかですね、長い期間、もうまさに職場体験をもってというところは、１日は単なる体験、インターンシップというのは完全にその職場の仕事をやってみたいな、そういう色分けも出てきているというのがあります。

それから、その恐らく公務員ではできないと思うんですけれども、10月１日にきちんと内定式をやるとかですね、その前に内々定を打つとか、そんなことは恐らくできないと思うんですけれども、そうやって囲い込んでいくというのも実は民間はもうめちゃくちゃやっています。

実際、私も仕事をやっていますが、なので先ほど大変いい事例だというのは、出身校へ行くというのも、私も今の職場で出身大学に一緒に行って、その学生に、直接その後輩に語りかけるみたいな機会も作っていますけれども、やれることはたくさんある、やらなくちゃいけないこともいっぱいあると思います。それが結果につながるかどうかは別にしても、御努力は大変評価するところなので、引き続き頑張っていただきたいというところをお願いするだけです。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、事前質疑３．生成ＡＩについてを議題といたします。

提出者の田上委員に説明をお願いいたします。

○委員（田上元一君）　総務省が本年６月末に発表しました2024年度地方自治体におけるＡＩ・ＲＰＡの実証実験・導入状況等調査では、全国1,741市区町村のうちで生成を導入済みの市区町村は31％、実証実験中と導入検討中の自治体を含めると52％と半数を超えたという

ものがありました。

自治体の主な生成ＡＩの活用事例としては、挨拶文案の作成、議事録の要約、企画書案の作成、議会想定問答文案の作成などがあるとのことでありました。

そうした中で、総務省は、これは新聞記事に載っておりましたが、全国の自治体に生成ＡＩの具体的な使い方を伝える指針を年内にも策定をするということであります。職員不足が深刻化する中でも行政サービスを維持・向上させるために、業務を効率化する先端技術の活用を促す必要があると判断したものであります。当然ながら、生成した文書に誤情報が含まれたり、個人情報が漏れたりするリスクもあるため、その対策も併記するということであります。

可児市におきましても、令和６年度の施政方針で、職員数はより減少しても行政サービスの維持・向上を図ることができるようということで、デジタル技術による業務を最適化云々というような記述がございました。

そこで、デジタル技術のうちで生成ＡＩについてお聞きをしたいと思います。

可児市における生成ＡＩ活用の現状はどのようになっていますでしょうか。また、今後の利活用の計画はお持ちでしょうか、計画を進めていく上で課題があるとすれば何でしょうか、お願いいたします。

○委員長（板津博之君）　それでは、この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○広報情報課長（金子嘉明君）　まず、生成ＡＩ活用について、現在までの取組についてお答えします。

令和７年度の５月から６月にかけて、保育士等を除くほぼ全職員対象に、生成ＡＩに関する研修会を開催し、基礎知識の普及に努めております。

なお、研修前に令和５年度に定めた生成ＡＩ業務利用規程を改定し、グーグル社が提供している無料生成ＡＩであるジェミニをセキュリティーに配慮して会話内容が生成の性能向上のために再利用されない設定、いわゆる学習機能をオフにして利用可としました。さらには、研修受講者から希望者を募ってワークショップを開催し、具体的な活用方法や導入サービスの検討を実施しているところです。

次に、今後の展開としまして、今年度中に現在行っているワークショップで、当市における最適な生成ＡＩサービスを選定していく予定としており、適宜予算要求をしていく予定です。生成ＡＩの具体的な活用例としましては、政策形成過程におけるアイデア出し、データ整理・分類、文書のたたき台、あと可児市に特化した使い方として外国語の翻訳も検討しております。

最後に、今後の課題としまして、主に３つあると考えております。

１つ目は、現在ワークショップで検討していますが、当市職員のニーズや予算等を考慮し、最適な生成ＡＩサービスを選定することです。

２つ目は、１つ目の課題とも関係しますが、政府公認の生成ＡＩ導入の動きもあるため、政府公認の生成ＡＩ導入を待つか、市独自で導入するかの判断です。

３つ目は、ＤＸの進め方に共通する課題ですが、技術革新が早く、導入後も継続的な評価や情報収集、状況に応じたサービス変更、運用方針等の再検討などです。

いずれにしましても、国や県、他自治体の動向等を注視し、安全性や倫理面を考慮し対応していく予定です。以上です。

○委員長（板津博之君）　それでは、質疑はございませんか。

○委員（田上元一君）　そもそもの基本的なスタンスとして、これは世の中はもう何となくＡＩだねというふうに今来ているわけですけれども、可児市としてはその生成ＡＩを積極的に導入して活用していこうというお考えで、それは間違いないでしょうか。

○広報情報課長（金子嘉明君）　はい、そのとおりでございます。

○委員（田上元一君）　ちょっと商品名を出していいのかどうなのか、いわゆるオープンＡＩを出しているChatGPT、それからグーグルが出しているジェミニ、そしてマイクロソフトのコパイロット、それが大体有名どころというか代表的なもので、それもいずれも有料版と無料版というのがあります。実は、私の勤めているところでは、もう有料版のChatGPTを入れて作業を開始しているんですけれども、さきほど動向を踏まえて、国の動向も踏まえながらということなんですが、現時点ではどの辺りをターゲットにしようとしていらっしゃるんでしょうか。

○広報情報課長（金子嘉明君）　基本的には、今までは無料版でやって試しをするという方向性で、あとはいろんな業者さんがいわゆるトライアル、試行版ですね、それをやらせていただけるので、それをまず活用して製品研究をすると、そこまでが今までの段階です。

それで、今委員さんがおっしゃったように、これからどうするんだという話なんですが、やはり行政に特化したセキュリティーだとか、あるいは今言った生成ＡＩのほうのChatGPTとかジェミニとかいろんなものを複合的に選択して使えたりだとか、そういうこともございますので、その辺が一番うまく使えるようなものということになりますので、その辺を今ワークショップを通じて製品研究も含めてやらせていただいているところです。

ちなみに、例えば３つぐらいの候補を同じプロンプトといいまして入力をして、どのような結果が出てくるかみたいなことを試行錯誤しながら、こういう結果が出るものがやっぱりいいよねというようなことを確認しながら、今ワークショップのほうで検討していると、そういうような状況でございます。以上です。

○委員（田上元一君）　これは、よくあるのがその生成ＡＩが目的になってしまっているというのがあって、あくまでその目的は業務の効率化であったり、先ほどの職員のこともありますが、そうしたことがターゲットであり、どれだけ今ある事務事業を棚卸しをして、整理をして、ここにかなうものを見つけていく。そこが、恐らく今のワークショップというのがすごく大事な作業になると思うので、またそれの進捗状況についてはまた改めてお聞きをすることにいたしますが、最初に、前年度に利用規程をもう定めていらっしゃるというお話を伺いましたが、そこにはいわゆる、何て言うんですかね、個人情報が漏れたりすることがないようにとか、そういう安全というところも含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○広報情報課長（金子嘉明君）　おっしゃるとおりで、生成ＡＩの業務利用規程というものを、そもそも要はChatGPTとかがはやっていきました令和５年の時点で作成して、１回目、いわゆるトライアルみたいな形でいろんな業者さんから来ているような製品なんかも検討させてもらって試行をしたところです。

しかし、そのときにはまだやっぱりちょっと日常業務的に皆さん忙しいとかいろいろありまして、なかなか試行してねと言っても、なかなか試行されなかったというような反省がありましたので、先ほど申し上げましたように今年度は全職員向けの研修をやったというところになります。

それで、もう一つ、今の話じゃないですけれども、その利用規程の中でデータ入力に関しての注意事項、いわゆる個人情報を盛り込まないだとか、そういうことですね。あと、もう一つがその生成物の利用に関する注意事項、例えば内部資料に限るだとか、そういうような規定をするだとか、あるいは得られた回答をうのみにしないだとか、一般的に言われているようなことですね。

あとは、その他注意事項として、偽サイトとか偽アプリとか、そういうようなところに注意しなさいだとか、そういう一般的なところです。それについても先進自治体の規定を参照させていただきながら付け足していただいて、それぞれ改版をしていっていると。今はその利用可能なサービスもそこに規定しておりますので、それをどんどん、何て言うんですかね、利用可能なサービスが決まり次第改版していくと、そういうような運用をしているところです。

○委員長（板津博之君）　この件について、ほかに発言ございますか。

○委員（髙木将延君）　今いろいろ回答いただいた中でもあったんですけど、誤情報が含まれているよとか、その使い方云々というのがあると思うんですけど、そういうところに注意するというのは分かるんですが、なかなか今後その技術が進んでいく中で、それが正しい情報なのかとか、特にまた生成ＡＩのシステム上、小さなエリアで使おうとするとそこのエリアの情報が出にくいというようなこともあるんですけど、そういうものの判断をするのに、ある程度生成ＡＩ自体のことを知っている、知識として持っていて、その判断能力というのが今後必要になってくるかと思うんですけど、それはどのように対応していくのかというのは今あるんでしょうか。

○広報情報課長（金子嘉明君）　基本的には判断するために、もう一ついつも言っているのが、研修とかでも言いましたけれども、いわゆるプロンプトといって、入力をしたものに対して生成ＡＩが回答します。回答をするときにその根拠を示してくださいというような入力の仕方をしてその根拠をまず出させる。それで、その根拠をちゃんとまた職員で調べると。そういったような形で二重三重にというといかんですけれども、そんなような形で担保を取っていくと。基本的には全部自分らでもう一回調べ直すということは必要になってきますので、あくまでうのみにしないということを言っていますし、生成ＡＩは正しくない可能性があるという話も口酸っぱくなるように注意喚起はしております。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに。

○副委員長（渡辺仁美君）　国の推奨する生成ＡＩメニューと可児市独自のものとを迷っていらっしゃるということなんですけれども、その根拠というか、予算上のことですか、何か理由があるんですか、迷う理由を教えてください。比べる理由ですね。

○広報情報課長（金子嘉明君）　申し訳ございません。

まず、国が推奨するというか、国が作成する生成ＡＩについては、まだ提示も何もないもんですから、これから政府の中で、要は国が作ったものを各省庁のほうで使わせる、プラス地方自治体でも使ってもいいよみたいなふうで横展開をしていくというようなことを聞いているだけなんですね。なので、どういうようなものになるかがまだ分からない状態です。

それとともに今民間市場とかで出ているいろんな製品がありますので、その製品のほうはある程度トライアルとかをやっているので、どんなようなものかというのが分かってきているので、こちらの製品のほうは選べるだろうというふうに思っています。

あと、国のほうも使わせてもらうのにお金がかかるのか、かからないのかとかということも分からない。まだ全然情報が来ていないので。横展開しますよということしか来ていないもんですから、それ以上のものがないので、判断としては、先ほどちょっと迷っていますと言いましたけれども、基本的にはやっぱりもう有無を言わさずどんどん使っていったほうがいいと思っているので、まずは製品のサービスを使いながら、国のものが出てきたらまた今度乗り換えるのか、乗り換えないのかというような判断になってくるかなというふうには個人的には思っています。その辺は、時期やタイミングによって変わってくるかなと思っています。以上です。

○副委員長（渡辺仁美君）　理解しました。そういう製品のトライアルをされているということですよね。

田上委員のように、私も民間にいて、何か最近すごく身近に出てきていて、生成ＡＩ、例えば大きな式典でも司会進行も、あと長文の読み上げも全部、こう可愛いと言うと何か発言が駄目ですけど、こう女性の声で本当に分かりやすく丁寧に、タイムリーに誰が登壇するも何もかも合わせてきちっとやってくれる、そういった身近な感じがしていますので、トライアルをさらに進めていって、可児市でも使っていけるようにしていただきたいなと思います。以上です。

○委員（大平伸二君）　今、国の生成ＡＩって、いつ頃をめどに国は取り組んでみえるんですか、分かりますか。

○広報情報課長（金子嘉明君）　先ほども申し上げましたが、分かりませんので……。

〔「分からんの」の声あり〕

はい、まずは横展開するという情報だけですので、まだ雲のものとも山のものとも分からない状態です。以上です。

○委員（大平伸二君）　全く分からない、これ。

それって、地方自治体で生成ＡＩをというのをこれだけ方向性を出しているのに、国もっ

て言っておるのにまだ全く方向性が分かってこないということですか。

○広報情報課長（金子嘉明君）　はい。私の知る限りにおいて、分からないという状態です。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑はございますか。

発言はありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

それでは、続きまして、事前質疑(4)番、出国者の住民税滞納実態調査についてを議題といたします。

提出者の野呂委員に説明をお願いいたします。

○委員（野呂和久君）　出国者の住民税滞納実態調査についてを質問させていただきます。

さきの通常国会、５月12日の行政監視委員会で、公明党の里見隆治参議院議員が質問をされていましたので、それを参考に今回質問をさせていただきます。

滞留期間を終えた外国人労働者が住民税を未納のまま出国する問題が指摘をされ、総務省は滞納状況を把握するため、今年の８月１日から１か月間の期間で全市区町村に実態調査を行わせています。調査は、2024年１月から12月に出国した人の個人住民税の滞納件数や滞納税額としています。

質問１です。本市の調査結果はどのようであったかをお伺いをいたします。

○収納課長（肥田尚幸君）　本市の調査結果について、御報告をさせていただきます。

まず、本市の令和６年度個人住民税のうち、令和７年８月１日現在の滞納件数は1,303件でございます。滞納額は１億2,672万9,000円でございました。

このうち、出国者です。日本国籍と外国籍を合わせた出国者の滞納件数は121件でございます。滞納額は848万1,000円でございました。

さらに、出国者を外国籍に限定した場合の滞納件数は116件で、滞納金額は834万3,000円でございました。以上でございます。

○委員（野呂和久君）　ありがとうございました。

調査は、この１回のみとされてはいます。これは、その前の年、その前の年という形で滞納件数と滞納の金額というのは来ていると思うんですけれど、これまで本市としてはどのような対応をされて、こうした滞納状況を生まない方策というか、そうしたものをこれまでどのような対策をされていたのでしょうか。

○収納課長（肥田尚幸君）　お答えをいたします。

まず、出国される方がそもそも滞納をつくらない状態にするための方策がございまして、１つは出国される前にもう税を完納していただくことでございます。

もう一つが、地方税法上に定めがあります納税管理人といいまして、納税義務者に代わって税の管理をしていただく方を提出していただいて、その方に税を納付していただくといった方法が１つ。

残念ながら滞納のまま出国されてしまった場合についてでございますが、それは入国管理

局に、これは随時ではございますけれども、再入国の記録があるかどうかを照会しております。入国の記録があれば、そこでまた滞納処分を再開するといった対応をしているところでございます。以上でございます。

○委員（野呂和久君）　そういう対応を毎年されているという中で、こうした滞納が実際起こっているということなんですけれども、それが起こる、そうした対応ができるという、またそうした制度で行っているということなんですけれども、その上で、どうしてもこうした滞納が起こるその原因というんですかね、その制度上どうしても収納している側として限界があるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○収納課長（肥田尚幸君）　そうですね。外国籍の方に対して、先ほど申しました納税管理人制度ですとかが十分に周知されているかどうかというのは、やはり疑問が残るところでございますので、そういったところは今後周知に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（野呂和久君）　国会での答弁では、そうしたチラシを作っていますと。それをお渡しして、外国籍とかまた出国を予定している方にこういう税のことについて周知をしていただいて、出国した後で滞納が起こらないようにしていますというようなことだったんですけど、実際はなかなか周知が徹底されていないというのが実情なのかなという感じを結果としても受けざるを得ないんですけれども、これが毎年実際続いて、また今後も続けていくということからすると、少し課題もあるかなと思うんですけど、今後の対策としてやることとすると、納税者の方に滞納が起こらないようにこうしたことを周知徹底するしか、現状ではないというようなことでしょうか。

○収納課長（肥田尚幸君）　先ほど委員がおっしゃられました国会でのチラシのお話でございますが、実は当市でも市民課において国外に出国される方に対してチラシを配っております。

　これは、英語とポルトガル語とタガログ語、この３か国語に翻訳された用紙となっておりまして、内容としましては、国外転出に伴い住民税を代わりに納める方を指定していただく必要がありますので２階の税務課窓口で手続してくださいといった記載があるチラシをお配りはしているんですけれども、先ほどおっしゃられたとおり結果に結びついていない部分がございますので、今後周知を図っていくといったことを考えているところでございます。以上でございます。

○委員（野呂和久君）　対策としては、現状では少しできることというのは、今のところ限られている。

　税が確定する税の確定の方法も、確かに年内に決まってそのままの納税ということではないので、そこもどうしてもネックになって、決まった頃にはもし出国されていれば収納の取立てができないという仕組みになっているので、そこの難しさというのはあるかなとは思いますけれども。また質問をさせていただく機会があれば、ちょっとまた注視をさせていただきたいかなというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（板津博之君）　この件についてほかに発言はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで10時40分まで休憩といたします。10分間の休憩といたします。執行部の皆さんはお疲れさまでございました。

休憩　午前10時30分

再開　午前10時39分

○委員長（板津博之君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

３．報告事項(1)可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君）　よろしくお願いします。

12月議会において、可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提出させていただく予定でございます。

改正内容といたしましては、消防団員に支給する年額報酬の支払い方法についての一部変更でございます。

現在、消防団員には、年額報酬と出動実績による出動報酬の２種類の報酬が支払われております。ほとんどの消防団員は、災害出動や訓練に精力的に取り組んでいただいておりますが、中には僅かですが活動実績のない、いわゆる幽霊団員も存在します。活動実績がない団員に年額報酬を支払うことが適当とは言えませんが、現行条例にはそういった団員に対する年額報酬の減額規定等がないため、活動実績の有無にかかわらず満額を支給せざるを得ない状況でございます。真面目に取り組んでいる団員から不平の声も上がっており、消防団活動へのモチベーションの低下にもつながりかねません。

年額報酬は、消防団活動に対する対価であるため、当該活動実績に基づいた支給を原則とする必要があることから、不支給要件を設定し、活動実績がない期間の報酬を減額するよう変更したいと考えております。説明は以上です。

○委員長（板津博之君）　資料はございませんが、今の説明のとおりでございます。

ただいま説明に質疑等はございますでしょうか。

よろしかったですね。

〔挙手する者なし〕

では、この件については終了とさせていただきます。

次に、報告事項２．可児市総合戦略の推進についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○秘書政策課長（荻曽英勝君）　私からは、可児市総合戦略の推進についての御説明をいたします。量が多いため、要点を絞った説明とさせていただきますので、あらかじめ御了承のほうよろしくお願いいたします。

では、資料の８ページ、可児市総合戦略の推進についてをお願いいたします。

１．戦略の推進についての総合戦略の推進体制図を御覧ください。

左側に市の推進体制、右側にまち・ひと・しごと創生推進会議と市議会と記載しておりますけれども、右下の市議会の部分が本日の御報告となります。

右上の推進会議につきましては、８月18日に開催しておりまして、本日報告する内容について既に御説明しているところでございます。

それでは、９ページをお願いします。

デジタル田園都市国家構想交付金事業の結果についてでございます。

２つの事業の御説明をさせていただきます。

まず１つ目は、新たな人の流れづくりに向けた戦国武将観光の広域展開で、これも岐阜県が中心となりまして、関ケ原町、垂井町、輪之内町と本市で連携して実施しているものでございます。

事業の実施期間は、令和３年度から令和７年度までの計画でございまして、令和６年度における当市の交付額は744万円でございます。

戦国武将観光を共通のキーワードに、関ケ原の古戦場を核としつつ、観光ＰＲや周遊型観光を推進することにより、関係人口、交流人口を増やしまして、都市部から地方への新たな人の流れを創出しまして、移住定住の拡大などにつなげようとするものでございます。

下の事業内容につきましては、予算決算委員会で各課からそれぞれ御説明をさせていただいておるところでございますので、今回、説明のほうは省略させていただきます。

それでは、10ページをお願いいたします。

10ページは、当事業の実施結果でございます。

県が目標数値を設定しまして、取りまとめを県が全てしているものでございまして、指標の②につきましては、取りまとめの最中であるということで現時点では測定中としてございます。今後、これは地域団体や関係自治体との連携を継続しまして、ＳＮＳなどを活用したＰＲをすることで、可児市の認知度向上と観光誘客を協力して進めてまいります。

それでは、次の11ページをお願いいたします。

11ページ、こちらの事業も岐阜県が中心となり、東濃５市と御嵩町と本市で連携して実施しているものでございます。

事業の実施期間は、令和４年度から令和６年度までの計画で、令和６年度の交付額は80万円でございます。

リニア岐阜県駅ができる東濃地域を中心に、観光資源の掘り起こしや磨き上げ、他地域の観光資源と組み合わせた周遊観光の推進や情報発信、プロモーションに取り組むことで、岐阜県の東の玄関口として人の流れをつくり出し、関係人口、交流人口の増加につなげようとするものでございます。

こちらの事業は、推進組織でございます東美濃歴史街道協議会への負担金が交付金の対象事業費となってございます。

それでは、12ページをお願いします。

12ページは、こちらも県が目標値を設定して、実績を取りまとめているものでございます。指標の②は取りまとめの最中ということで、測定中としてございます。

最終年を迎えておりますので、①につきましては目標値を達成しておりませんけれども、それにつきましては県のほうではリニアの開業時期が見通せないということで、相談件数は減少したと評価をしてみえます。

③番につきましては、目標を達成しまして、東美濃歴史街道観光の確立に向けた事業を推進できたと評価してございます。

それでは、13ページをお願いいたします。

ここからが、第２期可児市総合戦略効果検証についての御説明でございます。

総合戦略の効果検証は、毎年、前年度の結果を検証しまして、９月の本委員会に報告しているものでございます。

表紙が目次になっておりますが、本市では総合戦略の４つの基本目標ごとにその数値目標とＫＰＩをグラフ等でまとめて、これに関しての主な取組状況と総括を文書でまとめたものでございます。

資料をめくっていただき、14ページをお願いいたします。

ここでは、効果検証の方法と評価基準などについて記載してございます。

それでは、資料15ページですね。

資料の15ページから、基本目標ごとに数値目標とＫＰＩ指標などをまとめておりますけれども、ＫＰＩ指標につきましては予算決算委員会での各課の重点事業の説明の部分と重なりますので、説明は数値目標に絞って御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず基本目標１．安定した生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創るです。

数値目標の１つ目、市内の総生産額では、最終年度であります令和６年度は4,907億円で達成度はＳとなりました。この実績の基となります県が取りまとめを行います市町村民経済計算は令和７年２月に公表されました令和４年の時点の結果が最新の数値でございまして、可児市の傾向としましては、生産額の４割を占める製造業をはじめとして、建設業での増加が目立つ状況でございました。

２つ目の数値目標、製造品出荷額等では令和５年の結果について令和７年７月に公表される予定でございましたが、これは経済産業省のほうで数値の精査が必要ということで公表が延期されてしまっておりますので、現時点では未公表としてございます。そのため、令和５年度の実績を基に評価を行わせてもらったところ達成度はＡとなりました。

基本目標の１につきましては、市内の総生産額、製造品出荷額ともに基準値から大きく増加しておりまして、市内における生産活動は活発になってきていると評価してございます。

今後も、若者や外国籍の市民も含めた多様な人材が活躍できる環境を整えまして、地域経済の元気さをベースとした、地域への定着や誇りの醸成に努めていくことが重要であると考

えてございます。

それでは、ページを送っていただきまして、19ページをお願いいたします。

基本目標の２ですね。市の魅力を向上・発信することにより、人を引きつける「魅力とつながりのあるまち」を創るでございます。

数値目標の１つ目、観光交流人口は最終年度が403万3,967人となり、達成度はＢとなりました。コロナ禍以前の基準値を基にして目標値を設定してございますので、まだまだコロナからの回復がコロナ禍前までできていないということで、達成ということには至りませんでしたが、コロナ禍からの脱出ですね、回復傾向にはある状況であると評価してございます。

続いて、数値目標の２つ目、可児市に愛着がある人の割合でございますが、これは昨年度のアンケート内容の見直しですね。令和５年度の実績が大きく上昇しましたので、目標値を84％に修正した指標でございますが、最終年度の実績値としては83.6％となり、達成度はＢとなりました。

基本目標２については、２つの数値目標は達成できていないものの、コロナ禍を脱却しまして良好な方向に向かっていると評価しております。

今後も、引き続き地域資源の魅力を体験や参加を通じて実感できる事業展開や、さらには文化やスポーツを軸にしたような市民参加の促進を行いまして、市民の愛着づくり、定住意欲促進を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

基本目標の３．子育て世代が安心して、妊娠・出産・子育てができる「子育ての希望がかなうまち」を創るです。

数値目標の１つ目、「子育てしやすい」と感じている市民の割合は、最終年度実績が昨年度から大きく72％となりましたが、これは本年度の市民アンケートにおいてアンケートの内容を見直したことによるものでございます。昨年までのアンケートの選択肢で、「どちらともいえない」の回答割合が４割近くあったものですから、その選択肢を削りまして、「ややそう思う」と「あまりそう思わない」に振り分けをする設問としました。アンケートの結果を見ますと、「どちらともいえない」の回答層のうち、５割強の方が「ややそう思う」の回答層へ収まった印象でございます。

最終年度実績が著しく上昇したため、これを用いた達成の評価は適切でないと判断しまして、最終年度の前年、令和５年の実績値を基に評価を行いまして、その結果は達成度Ｃとなってございます。

なお令和６年度の実績値72％についてでございますが、子育てしやすい環境ですかという問いに対しまして、「とてもそう思う」が8.5％、「ややそう思う」が63.5％という結果で、一定程度の評価はされていると考えてございます。

続きまして、数値目標の２つ目、学級アセスメント調査、標準学力検査における３次支援が必要な児童・生徒の割合でございます。

３次支援とは、対人関係や集団生活に困難を抱える児童・生徒に対する特別な個別支援の

ことでございますが、こうした支援が必要な児童・生徒の割合は最終年度14.1％となり、達成度はＢとなりました。３次支援が必要な児童・生徒の割合は、数字上では２％程度上昇する結果となりましたが、学校等を通じてその状況を担当者がヒアリングしたところ、現場においては大きく変わった印象はないとのコメントをいただいてございます。

基本目標３につきましては、本市の将来を担う子供たちの育ちを支援するものでありますが、２つの数値目標を達成できませんでした。

数値目標の１つ目、「子育てしやすい」と感じている市民の割合は、過去ずうっと目標値を達成していない状況にございます。市民アンケートの妊娠・出産・子育てのためにどのようなことを重視して取り組むべきだと思いますかという問いに対しまして、一番多い回答が「子育てと仕事を両立できる職場環境」、次が「若い世代の雇用につながる取り組み」、その次が「子育てに関する経済的支援」となってございます。一昔前の保育待機児童を抱えたような状況とは違って、現時点では職場であったり、雇用であったり、経済的支援というニーズが非常に高まっておるという状況でございます。

そうした中、少子化がどんどん進んでまいりますので、こうした市民ニーズに対応して国や県の制度とも連携しながら、さらなる子育て支援に取り組んでいくとともに、特別な支援を必要とする子供たちへの対応も含めて、全ての子供たちが安心して成長できる環境づくりを引き続き継続して取り組んでいかなければならないと考えてございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

基本目標の４、地域で安心して暮らし続けることのできる「健康と安心が実感できるまち」を創るでございます。

数値目標の１つ目、65歳以上人口に対する要支援・要介護認定者の割合でございます。最終年度実績が16.9％となり、引き続き全国、岐阜県の割合をいずれも下回り、達成度はＡとなりました。

２つ目の数値目標、地域で安心して暮らせると感じている人の割合は、最終年の実績が昨年度から大きく上昇し46.1％となりましたが、これは本年度の市民アンケートにおいてアンケート内容を見直したことによるものでございます。本年度の市民アンケートにおいて、これまでの質問に変えまして、可児市市政経営計画の重点方針にありますまちの安全づくりについて、これに関する３つの重点施策の満足度に関する質問を設けて、アンケートを取ってございます。これによりまして、それぞれの重点施策についての「満足」「やや満足」とした回答の方の割合の平均を算出したところ、46.1％となったものでございます。

最終年度の実績が著しく上がりましたので、先ほどもありましたが、これを用いた達成度評価は適切でないと判断しまして、最終年度の前年度、令和５年度の実績値を基に評価を行いまして、その結果達成度はＢとしてございます。

基本目標４について、数値目標の１つ目は目標値を達成しておりますけれども、65歳以上人口の増加とともに、今後もその割合は増加していくことが予想されます。

数値目標の２つ目につきましては、目標値を達成できていない状況が続いております。過

去の市民アンケートの結果も見てみますと、高齢層で安心していると感じている人の割合が低くなっている傾向が見られます。住民同士の関係の希薄化でありましたり、核家族化の進展、買物や病院通いの移動手段など、生活の不安が増えているということが考えられます。

少子高齢化、人口減少化がますます進んでまいりますので、継続して市民の健康づくりというものに取り組んでいくとともに、地域の支え合いを推進していくとともに、防災や防犯、生活に必要なインフラの整備などを進めまして、市民の安心感の向上、まちの安全づくりをさらに進めていくことが必要であると考えてございます。

以上で、第２期可児市総合戦略の効果検証結果説明は終わらせていただきます。

33ページ以降に、総合戦略の数値目標に関する令和７年度市民アンケートの調査結果を抜粋で掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。市民アンケートの結果の集計につきましては、今月末をもって取りまとめが最終終了しますので、取りまとめ終了後、ホームページのほうで掲載して、広く公表してまいります。

また、この市民アンケートの結果を踏まえ、第３期可児市総合戦略の数値目標を一部修正したものをホームページにも掲載しておりますので、そちらのほうも御確認いただければと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○委員長（板津博之君）　それでは、ただいまの説明に対する質疑のある方、見えますでしょうか。

○委員（田上元一君）　先ほどの説明で、８月18日にまち・ひと・しごと創生推進会議を開催されたというふうにお聞きをしましたが、その場で全部の意見じゃないですけど、主な何かこう、こんな意見が出たよということがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○秘書政策課長（荻曽英勝君）　ありがとうございます。

正直、この総合戦略の結果に対する意見というのはございませんでした。アンケートの内容であったり、そういったことの質問でございましたので、すみません、お答えする回答はない、あまり意見がなかったということが事実でございます。よろしくお願いします。

○委員（田上元一君）　評価としては順調に行っている、きちんとまとめてあるよという評価だったというふうに理解すればいいと思うので、その点はすばらしいと思いますが、ちなみにこのまち・ひと・しごと創生推進会議って公開なんですよね。

○秘書政策課長（荻曽英勝君）　はい、公開でございます。

○委員（田上元一君）　ホームページとか新着情報とか、この日ここでやりますよという周知ってされていましたっけ。

○秘書政策課長（荻曽英勝君）　市民委員も募集しておりましたので、広く開催については御案内のほうはさせていただいております。

申し訳ございません。市民委員ではなくて、市民の公募が……。

〔「いえ、違います」の声あり〕

すみません、傍聴ですね。傍聴は公募しておりましたので、掲載しております。

○委員（田上元一君）　どこに。新着情報ですか。

なんで言うかというと、これは以前、委員会の質疑で秘書政策課ではないんですけど広報情報課のほうにパブリックコメントの質疑をしたことがあります。そのときに、パブコメがなかなか出てこないので、一工夫要りますよねということで、14日を30日にしたりとか、より早く出すとかという工夫をされましたとか、あと要項を変えられたというのはお聞きしました。

もう一つそのときに言ったのは、要するに政策形成、これはもう形成した後の報告になるんであれなんですけど、いろんなところについて、その政策形成過程を我々議員としても知りたいので、そういう機会があれば統一的に出してほしい、いつあるみたいなことだけでも教えてほしいと。それで、何をそれで言うかというと、８日に子ども・子育て会議があったんですけど、それは新着情報に載っていたんですよね。ああ、あるんだと思ったけれども、予算決算委員会がありましたので出れませんでしたので、担当課のほうに資料を請求したという流れがありました。それで、これは今はどっちかというと、こうできたものはＰＤＣＡの中でいえばチェックＡのところなので特にあれなんですが、これからまたいろんな計画について言えば、我々委員としてはそこの政策形成過程にきちっとコミットしていくためにはそういう会議に出たいなと思うと、なかなかその情報が統一的じゃないところがあって、それは秘書政策課の仕事ではないですけど、ホームページの各課のそこへ行かないと会議があるというのが分からなかったところもありますし、その辺というのを、それは企画部長にお聞きしたほうがいいと思うんですが、統一的にというか、そこがバラバラになっているというのはまだ改善されていないところがあります。

それで、もう一つ言えば、これは秘書政策課に言うことではないですけど、この委員会の資料も僅か２日前に出てきているので、これを読み込むというのは極めて難しいです。ましてやこの２日間は予算決算委員会がありましたので、これを読み込んで質疑しろというはそれは絶対無理だと思うんですね。そこは事務局、ああ事務局に質問しても駄目ですね。

なので、せっかくのいい資料、それをきっちり読み込んで理解をして、もし疑問があればそれを投げかけて、回答していただく。例えば、創生会議で市民の皆さんは特に意見がなかったというのは、逆に言えば、きちんと順調に進んでるよということの評価ということであればすばらしいことなんで、そういうところも我々としてはこういうふうに市民の皆さんも評価しているんだなというふうに後押しができるわけですけど、そういうコミットの機会がないというのは非常につらい。今聞いていて、内容がどうということよりは、そこを非常に思ったので、それは委員長に申し上げればいいのか、市政企画部長のほうがいいのか。これから、恐らくほかの委員会でも年末から明けにかけてたくさんの計画が出てくると思いますし、また会議もたくさん開かれると思うんですけど、ちょっとここで一度整理をしてほしいなと思って、ちょっと問題提起ですけれども、質問をさせていただきましたけど、お答えはできるのかな、どうなんでしょうか。

○市政企画部長（水野　修君）　今、委員おっしゃられるとおり、こちらとしてもこういうと

きにやりますよというお知らせをしっかりしたいと思いますので、ちょっとどういう形になるか分かりませんが、ちょっと考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（板津博之君）　じゃあ、これにつきましては、私からもそのようにお願いをするというか要望というかさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ほかにこの件につきまして、質疑等ございますでしょうか。

よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、ここで暫時休憩といたします。

以降の議事については、委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

休憩　午前11時05分

再開　午前11時06分

○委員長（板津博之君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

４番目の協議事項(1)番の委員会の年間活動計画についてを議題といたします。

資料の44ページを御覧ください。

これは今回から新しい書式になりまして、常任委員会の所管事務調査の実施計画書というものでございます。前総務企画委員会からの引継ぎ事項を踏まえまして、今期の総務企画委員会で重点的に取り組むべき課題や調査検討していくべき課題などをまとめまして、活動計画案というものを私のほうで作成をさせていただきました。

それでは、資料を見ながら委員会の活動計画案を説明させていただきたいと思います。

まず、課題でありますが、私の所信表明の中にも入っておりましたが、前期委員会でもやっていました顔の見える関係づくりということですね。大枠で言えば、地域防災力の向上についてということであります。これは引き続き取り組んでまいりたいということで、一番上に掲げさせていただいております。

それで、先ほど髙木委員からの質疑もございましたが、前期委員会でも耕作放棄地ないしは農機シェアリングについて調査・研究をしてまいりました。その中で、もちろん次年度、令和８年に都市マスタープランもそうですけれども、当委員会としては、農地活用ビジョンが次年度改定されるということで、これについてもしっかり委員会で取り組んでいきたいということであります。

そして、自治体ＤＸのさらなる推進についても、前期委員会でもこれはしっかり提言なりでやってきておりますが、これについてもまた取り扱っていきたいというふうに考えております。

そのほか、今回の予算決算委員会の中でもるる総務企画委員会のほうで、今回も分科会のほうにいろいろ提言案が送られておりますが、そういったものを提言の中でも重要なものがあれば、これについても取り上げていきたいということで明記させていただきました。

調査事項といたしましては、これは私の私案でありますけれども、防災訓練の在り方、これは以前、今の大平副議長が委員長のときにも取り上げてきたものではありますけれども、そのときは当時の防災訓練が天候不順により中止になったということもありまして、なかなか調査がデータ量が収集できなかったということもあります。そういったことで、防災訓練の在り方を再度、今回９月の防災訓練はほとんどの自治会等で行われておるというふうにお聞きしておりますので、それをお聞きする調査するということ、また自治会、特に自治会の未加入者の方や外国籍市民への防災、これは所管をまたぐことにはなりますけれども、大変重要なテーマだというふうに思っておりますので、自治会未加入者と外国籍市民への防災ということも調査をしてまいりたいというふうに思っております。

あとは、次年度予算への提言で取り上げた事業、それから委員の皆さんから何か提案があれば、そういったものも取り上げて調査していきたいというふうに考えております。

調査の目的は、もちろん言うまでもありませんが、少子高齢化により自治会加入率の低下や地域のつながりが希薄になっているという状況の中で、地域防災力の向上に引き続き取り組むとともに、防災訓練の在り方及び自治会未加入者や外国籍市民への防災対策の現状を把握し、必要があれば提言へと結びつけるということで、ちょっとテーマが大きいのでなかなか提言にまでは持っていけないかもしれませんが、そういう努力はしていきたいというふうに考えております。

調査の期間につきましては、令和７年９月の防災訓練の内容について、議会報告会や懇談会などを通じて調査をするということで、令和７年10月頃から令和８年２月頃までとさせていただきました。

また、当該所管事務調査の終期については、令和８年６月定例会最終日までとするということとさせていただいております。

その下の具体的な調査手順、実施時期などにつきましては、１つとして、これはちょっと防災安全課長とも話をさせていただいておりますが、令和７年10月から12月の間に一度、例えば可児市防災の会等の会長さん、それからほかの方も何人か講師となっていただける方は紹介していただけるということでもありましたので、そういった方をお招きして講話なり意見交換ということも可能かなというふうには考えております。

あと、市民等からの意見聴取につきましては、議長の希望でもあるんですけれども、何とか秋頃に議会報告会を開催したいということでありましたので、令和７年11月頃から令和８年２月頃と、大変ちょっと秋というのはタイトかなと思っておりまして、厳しいかもしれませんが、その期間で開催をしたいと考えております。それで、それを受けて来年の３月議会で、その調査結果と聴取した意見を集約して中間報告ができればというふうに考えております。

来年５月頃には、先進地の視察に行ければということで考えております。

あとは、来年の６月議会におきまして、その先進地視察も踏まえた報告、所管事務調査の結果報告ないしは提言ができればというふうに考えさせていただきました。

以上で、私のこの実施計画案とさせていただきますけれども、この計画案につきまして、委員の皆さんから、これは今日ここで完全体にするということはなかなか難しいかもしれませんが、たたき台ということで提示をさせていただきましたので、忌憚のない御意見をお聞かせいただければ、修正・加筆させていただきたいと思いますので御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員（髙木将延君）　すみません。まず、秋の議会報告会なんですけど、広聴部会長としますと、この定例会の最後に次の部会を予定しておりまして、皆様に方向とか開催とかが間に合えばなというふうに思っていたので、そこで報告できるとというようなことも考えておりまして、また広報誌、議会のトビラに載せるのであれば、やはりちょっと会場とかを決めておきたいなというふうに思っていたので、またここを少しちょっと早めに決定していただきたいなというのが１つ。

それで、あとちょっとなかなか内容的なことなんですけど、やはり僕も防災をかなり危惧しておりまして、特にここに書いてありますように自治会へ加入されていない方とあと外国籍の方、有事となるとやはり同じ場所に避難してくるとか協力してやっていかなきゃいけないということで、自治会のほうですとか関係者のほうはかなり意識が高いんですけど、それこそ自治会に入っていない方、あと外国籍の方々がやはりその辺の意識が薄いのかなというところで、自治会ということとか外国籍市民となるとちょっと所管が建設市民委員会になってしまうんですが、やはりここは防災という観点で、その辺りへのアプローチをしっかりとやっていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。そういうところにどうアプローチしていくか、情報をどう出していくかというところを少し起点にして調査・研究したりしていっていただきたいなというふうに思っているのが１つ。

また、特に沿岸部で外国籍市民が多い地区とかがあるんですけど、可児市は津波の心配はないんですが、その防災に対して外国籍市民への情報発信ということであれば、かなり参考になるようなところもありますので、その辺りも少し先進地視察というようなところにも検討に加えていただければなというふうに思いました。個人的な意見ですがお願いします。

○委員長（板津博之君）　ありがとうございます。

恐らく以前も、自治連合会の方とはこのテーマで意見交換をさせていただいておりまして、ちょっと言い方は悪いんですけど、恐らく自治連合会に振ると自治会に入っていない人のことなんか知らんわと、なんでそこまで面倒を見なあかんのやと、ないしは外国籍の方についても自治会入っていないなら共助の部分で助ける必要はないんじゃないのみたいな、ややもするとそういう意見が出てきちゃうもんですから。さらには、前委員会でこの前も自治連合会の皆さんにお願いをして災害図上訓練を協力いただいたという中で、また自治連合会の皆さんに参加をお願いするというのは、協力をお願いするというのは非常に心苦しいかなと思っておりまして、そんな中で今の髙木委員の意見じゃないですけど、建設市民委員会の委員長も後ろにおられますが、例えば多文化共生センター フレビアのほうに我々でお邪魔をし

て、特に外国籍市民の方にとって、可児市にもし発災したときにどうすべきかというようなところをどう感じておられるか。ただ、市としては防災安全課のほうで、例えば避難所の案内板とか、そういうものは多言語化しているといった取組をされている中で、実態として外国籍市民の方からそういう防災についての話をお聞きするということも１つありなのかなと。所管をまたぐんですけれども、ただ防災という観点で意見交換というか意見聴取をさせていただくということもいいんじゃないかというふうに私としては思っているんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○委員（大平伸二君）　永遠のテーマの防災なんですけれども、防災というのは本当に全市民が対象なんで、自治会未加入者であろうが外国籍の方であろうが全市民が対象ということなんで、現時点の防災訓練の在り方というのは基本的には自治連合会、地域防災組織中心で行われているということで、新たな防災、前委員会で豊島区のほうへお邪魔したときにあったように、新たな防災フェスタというんですか、全市民向けに防災に関心を持っていただけるような取組ができないかということは、僕は１つのテーマだと思っています。

それで、ここの文書の中に防災訓練の在り方って書いてあるんですが、新たな防災への関心を持っていただける取組ができないかというのも１つを加えてもいいのかなあと感じておるところなんです。

例えば、校区ごとで防災キャンプですか、中学校校区で行われる取組が始まりつつあるんで、そういうものを学校ごと、校区ごとで全市民向けに、そうすると自治会未加入者、それから外国籍の方も対象になりますんで、そういう取組ができないかということがひとつこれからの課題だと思っているんで、つけ加えるのか、防災の在り方というところで検討されたほうがいいのかというのは皆さんと協議いただけたらなと思っております。以上です。

○委員長（板津博之君）　ありがとうございます。

今、大平委員からもありましたが、恐らく蘇南中学校で何か、このたび県の補助もいただけたのかどうかちょっと分かりませんが、防災キャンプを計画されておるということも聞いておりますので、その内容とか開催時期も含めて委員会としても注視させていただいて、１つのモデルケースとなればそれをほかの中学校単位とか校区単位でやっていくとかですね、そういうことも１つ。

防災訓練って本当に若年層が参加しないというやっぱり特徴もあるので、今大平委員からあった、訓練という言い方がどうか分かりませんが、防災意識を高めるためにいかに参加してもらうか。うちの自治会も今回ちょっと参加率が低かったというのも懸念しておるところで、やっぱりそういうある意味防災キャンプとか運動会みたいなのもあるんですけどイベント的な要素を含ませて参加率を上げるとか、そういうことも防災意識を高めるということも重要かなと思っておりますので、そういった要素もちょっと入れさせていただければというふうに思いますのでお願いいたします。

ほかに。

○副委員長（渡辺仁美君）　最初に委員長が御提示になったのが、防災をテーマにした外国籍

市民、建設市民委員会の範疇ではあるけれども、防災というテーマで外国籍市民に特化した、そういう恐らく多文化共生センター フレビアに出向くか何かして現状を把握というか、ヒアリングするにとどまるとは思うんですけど、そこを知ることからまず全ての人にというところが始まるとしたら、さっきの委員長の提示のとおりの形がまずは必要なのかなと、こんなふうに思いますがいかがでしょうか。

○委員長（板津博之君）　そうですね。当初、これをつくったときは自治連合会の皆さんにと思ったんですけど、今回の防災訓練はどのようにやりましたかとか、参加率どうでしたかというようなことをお聞きするというのも１つかなとは思ったんですけど、先ほどの話で、前委員会で図上訓練で御協力をお願いしているのでまたかと、しかも秋にまた花いっぱい運動の時期にお呼びするというのもいかがなものかなというのもありまして、まずは外国籍の方を対象に当委員会として、過去にやったことはないんですけど、多文化共生センター フレビアへ行って、防災をテーマにちょっと意見交換をさせていただけたらどうかなというのが今の私の考えですけれども、それについてはいかがですかね。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、それでさっきの広聴部会長の髙木部会長の話じゃないですけど、早めに決めてくれということなんで、相手のあることなんで、その方向で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

はい、ありがとうございます。

それでは、この計画に基づきまして委員会の運営を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

次に、協議事項、その他の部分ですけれども、もしほかに何か話し合う事項があればここで挙げていただきたいと思いますが、先ほどもう髙木委員のほうから視察についても沿岸部の、津波は本市はないんですけれども、外国籍市民の防災というテーマでいけばそういった先進地に行くのも１つじゃないかということもあったんですけれども、あと大平委員からは昨年の豊島区の話も出ていましたし、そういったいわゆる防災キャンプなり、その中には市民運動会的に防災をやっているところもあります。そういったイベント性を持たせたことをやってみえる先進地に視察というのも１つありなのかなとは思ったりもしています。

特に、視察にこういったテーマで行きたいということがあれば、これは私からのお願いですけれども、委員の皆さんから例えば農地活用ビジョンの件で参考になる似たような規模の自治体さんだとかということも１つ入ってくるのかなとも思いますし、またその先進地になり視察先としてふさわしいような案がありましたら、これは逐次事務局でも私宛てでもいいのでまた御意見をいただければ参考とさせていただきますので、よろしいでしょうか、そういうことで。

〔挙手する者なし〕

そのほか、何か委員会運営の中で御意見がございましたら今伺いたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（田上元一君）　先ほどの総合戦略の資料の件ってどういうお考えですか、事務局は。

○委員長（板津博之君）　今回の総合戦略の資料自体は早く届いておったってことでよかったですかね。

○議会事務局書記（中島めぐみ君）　そうですね。

総合戦略の資料自体については、もう少し早めに届いておったんですが、ほかの資料がそろわなかったということと、事務局の内規というか、ルールとして２日前までに資料は掲載するということでやっておりましたので、ちょっとぎりぎり２日前ということになってしまったという形になります。

ただ、今後につきましては、そういう精査の時間が要るという資料に関しましては、もちろんほかの委員会とも関連して考えていきたいと思っております。

○委員（髙木将延君）　せっかくＤＸでタブレットで出していて、全部の資料がそろって番号を振って出さなきゃいけないということではない状況になってきたので、分割して出せるもので早く出していただけるものがあれば、ちょっとそっちの方向に進んでいってほしいなというのは私も個人的に思っておりますので、お願いいたしたいと思います。

○委員長（板津博之君）　これは、ちょっと私からもおわび申し上げないといけないんですが、この実施計画書自体がなかなか、私が言い訳しちゃいけないんですけど、それこそ予算決算の質疑だとか一般質問等々で、もう本当にこの９月議会は忙しくて、しかもこの新しいフォーマットになったという中で非常に時間がかかってしまって、係長とは実施計画書以外は早めに出そうかなんていうことも言っていたんですけど、申し訳ないんですけど私のほうの作成が遅れたということが影響して２日前になっちゃったんですけれども、そういうことも今後は、確かにペーパーレス化になっているので、事務局との相談の上で早く出せるものについては出していくという方向で鋭意努力していきますので、ほかの委員会ももちろんそういうことになると思いますが、総務企画委員会は時期的に一番早いので、どうしたってタイトな中でやることになりますけれども、何とか頑張って早めにお出しできるようにしたいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

そのほか。

○委員（大平伸二君）　議会報告会の年間スケジュールの中で、先ほど髙木委員も言われたように、今年度10月、11月をめどで１回目、それからは常任委員会ごとでテーマを持ってという開催目標ということであり、今年度２回計画しておるんですけれども、３月の予算議会の前にもう一回ということなんで、やっぱり早めに10月中に11月の第１回目の開催のテーマを決めていきたいなということがありますので、ぜひ委員長、副委員長のほうで絞っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（板津博之君）　恐らく座長としての御意見だと思いますが、ただ非常に、これは事務局とも話していたんですけど、この秋開催って非常にタイトだなというのが実感なんです

けど、ただ相手さんがあることなんでなるべく早めに、今多文化共生センター フレビアでということで皆さんに一応許可をいただいたので、早めにまた可児市国際交流協会とも話をさせていただいて、何とか11月、10月はちょっと厳しいかなと思っています、正直。11月の初めとか中頃にはできればなというふうに思っておりますが、局長、何かありますか。

〔「いえいえ……」の声あり〕

なんとか正・副委員長で、そこは頑張りますので。皆さんにも御協力をいただくことになるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ほかに御意見はよろしかったでしょうか。

○議会事務局長（鈴木賢司君）　先ほどの資料提供を事前にという話ですけれど、これは決めるところは議会運営委員会だと思うので、総務企画委員会で決まったからといってそれは統一的ではないので、議会運営委員会に諮ってということにしたいと思います。その中で、どういうルールにするのか、統一化するのかということなので。

○委員長（板津博之君）　ちょうど後に議会運営委員会の委員長も見えるので、聞こえておるかどうか分かりませんが、よろしくお願いします。

一応先陣を切って総務企画委員会がそういうことですので、正式には議会運営委員会の中でまた決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに全体を通して、まだこの後の分科会もございますが、よろしかったでしょうかね。

〔挙手する者なし〕

じゃあ発言もないようですので、以上で本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

これにて総務企画委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会　午前11時33分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年９月10日

可児市総務企画委員会委員長